

NHK放送受信契約手続きのご案内

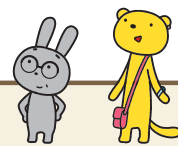
NHKはテレビや、テレビチューナー内蔵のパソコン、ワンセグ対応端末などをお持ちの方から公平にお支払いいただく受信料を財源とした公共放送です。一人暮らしの学生の方もテレビ等を設置すれば、受信料のお支払いが必要となります。

この機会にNHK放送受信契約手続きと併せて家族割引の適用手続きをお済ませください。



ご契約にあたって

今回のお手続き内容をご確認ください。



■ お手続き内容

NHK放送受信契約の
手続きはお済みですか？

いいえ

新規契約

のお手続きとなります

はい

住所変更・各種お届け

のお手続きとなります

■ ご契約種別について

BSの受信状況をご確認ください。

BSが受信できる場合

衛星契約

となります

BSが受信できない場合

地上契約

となります

■ 家族割引について

「家族割引」は、同一生計の複数の方がそれぞれの住居で、NHK放送受信契約を締結し、お支払いをいただいている場合に、学生や単身赴任など、離れて暮らす家族の受信料額を50%割引く制度です。

家族割引適用の場合の受信料額

契約種別	支払方法	2か月払額	6か月前払額	12か月前払額
衛星契約	口座・クレジット	2,170円	6,215円	12,092円
	継続振込 (振込用紙)	2,220円	6,357円	12,370円
地上契約	口座・クレジット	1,225円	3,507円	6,825円
	継続振込 (振込用紙)	1,275円	3,650円	7,102円

※料額には消費税を含みます。※2020年10月に受信料を値下げしました。
※沖縄県は料額が異なります。

■ 奨学金受給対象などの 学生への免除について

親元などから離れて暮らす学生のうち、受給条件として経済要件を課している奨学金を受給している学生や親元などが市町村民税非課税世帯の学生等については、受信料の全額免除の対象となります。この契約書でお手続きをいただいた学生のみなさまには、別途詳しいご案内をお送りいたします。

※全額免除対象者の方につきましても、放送受信契約は必要となります。

■ お支払について

令和元年10月以降に受信機を設置した場合については、テレビを設置した月の翌月分から解約のお届けのあった月の前月まで放送受信料をお支払いいただけます。詳しくは、お客様控えの裏面に記載されている「日本放送協会放送受信規約」をご確認ください。

放送受信契約の義務

放送受信契約は、してもしなくてもいいというものではありません。放送法という法律で定められた義務です。

■放送法 第64条(受信契約及び受信料)

第1項 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。(以下略)

■日本放送協会放送受信規約 第5条(放送受信料支払いの義務)

放送受信契約者は、受信機の設置の月の翌月から第9条第2項の規定により解約となった月の前月まで、1の放送受信契約につき、その種別および支払区分に従い、次の表に掲げる額の放送受信料(消費税および地方消費税を含む。)を支払わなければならない。(以下略)

受信料に関するお問い合わせは、NHKふれあいセンターへお願いいたします。

ナビダイヤル

0570-077-077

午前9時～午後6時
(土・日・祝日も受付)

お客様のお使いの電話からナビダイヤルをご利用にならない場合は**050-3786-5003**をご利用ください。